

公益財団法人香川県環境保全公社評議員及び役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県環境保全公社（以下「公社」という。）の定款第14条第3項及び同第30条第4項の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事をいう。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 定款第14条第1項の規定により、評議員が評議員会に出席したとき、又は次の各号に定める職務を執行したときは、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、日額9,000円の報酬を支給することができる。

- (1) 評議員会において決議した理事及び監事から提出又は提供された資料の調査
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第180条の規定により招集された評議員会において決議した公社の業務及び財産の状況調査
- (3) その他理事長の要請に基づき評議員会会長が必要と認めた業務の執行

2 評議員が前項の職務を執行したときは、その執行に要する費用（旅費、手数料等の経費をいう。）を支給することができる。ただし、費用のうち旅費の支給は、理事会で定める公社職員の例による。

(常勤理事の報酬等)

第3条 常勤の理事には、月額報酬及び期末報酬並びに通勤手当を支給するものとし、その支給方法は公社職員の例による。

2 前項の報酬額は、公社職員の給料表を基に当該理事の職務等を勘案して、月額報酬については38万円を、かつ期末報酬については月額報酬の3.5カ月に相当する額をそれぞれ超えない範囲で、理事会が決定する。

3 常勤理事が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を公社職員の例により支給する。

4 職員を兼務する常勤理事の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与とに区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて職員給与として支給することができる。

5 常勤理事が退職するときは、退職手当を支給しない。前項の職員を兼務する常勤理事の場合も同様とする。

(他の団体からの派遣役員の取扱い)

第4条 前条の規定にかかわらず、他の団体（以下「派遣元」という。）から派遣され、公社の常勤の役員に就任することとなった者の報酬等は、理事長と派遣元との間において締結した協定によるものとする。

(非常勤役員の報酬等)

第5条 定款第30条第2項の規定により、常勤以外の役員が理事会等に出席したとき、監査を行ったとき、又は次の各号に定める職務を執行したときは、日額9,000円の報酬及び費用を支給することができる。ただし、各年度の報酬総額は60万円を超えてはならない。

- (1) 行政機関による検査等の立会
- (2) 第2条第1項(1)及び(2)で定める調査及び評議員会への結果報告
- (3) 法人法第188条第3項で定める報告の内容調査及び評議員会への結果報告
- (4) その他定款第4条に掲げる事業を実施する上で、副理事長、専務理事又は常務理事の要請により理事長が必要と認めた調査・研究等

2 前項で定める費用のうち旅費の支給については、公社職員の例による。

(評議員及び非常勤役員の報酬等の支給方法)

第6条 第2条第1項及び第2項並びに第5条の規定による報酬等は、出席又は職務の執行の都度支給するものとする。

2 前項に基づく支給は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

(財団法人香川県環境保全公社役員の給与及び退職手当に関する規程の廃止)

2 財団法人香川県環境保全公社役員の給与及び退職手当に関する規程（平成19年5月30日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。